

連帯保証人変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり変更しましたので、お届けします。
また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人 (自署)	奨学生番号	第	号	出身学校名			
	現住所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	() -		
	氏名	Ⓡ					
	勤務先名			職業			
新連帯保証人 (自署)	(第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください						
	本籍	筆頭者					
	現住所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	() -		
	フリガナ						
	氏名	実印					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	本人との続柄	
	勤務先名			職業			
勤務先住所	〒 (-)						
電話番号	()	-					

旧連帯保証人氏名 ()

旧連帯保証人住所 [〒 -]

変更の事由 ()

※ 旧連帯保証人氏名、住所及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、死亡の場合等は、奨学生本人が自署すること。

- ※ 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
- ※ 第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし、いずれも、印鑑登録証明書を添付すること。
(平成30年度以前に奨学生として採用された者で、貸与中に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付は必要ありませんが、貸与終了後の届については、必要となります。
また、令和元年度(平成31年度)以降に奨学生として採用された者は、貸与中・貸与終了後いずれの場合も、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付が必要となります。)
- ※ 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者。
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者(免責になった者も含む)及び再生債務者は不可。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。